

美術品の美術館における公開の促進に関する法律
(平成十年六月十日法律第九十九号)

最終改正：平成一二年五月三十一日法律第九一号

(目的)

第一条 この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。
- 二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。
- 三 登録美術品 次条第一項の登録を受けた美術品をいう。
- 四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して登録美術品を引き渡すことを約し、美術館の設置者が美術館において当該登録美術品を公開することを約する契約であつて、次の要件を満たすものをいう。
 - イ 五年以上の期間にわたつて有効であること。
 - ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。
- 五 公開 公衆の観覧に供することをいう。

(美術品の登録)

第三条 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

2 文化庁長官は、前項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであること。

3 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(契約美術館の設置者の義務)

第四条 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者（以下「契約美術館の設置者」という。）は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。

(承継)

第五条 登録美術品の所有者について相続、合併又は分割（登録美術品を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により登録美術品を承継した法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第六条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当するとき又は登録美術品の所有者から第三条第一項の登録の取消しの申請があったときは、登録美術品についてその登録を取り消さなければならない。

- 一 登録美術品が第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。
- 二 登録美術品の所有者が、第三条第三項の規定による通知を受けた日から三月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。
- 三 登録美術品が美術館において公開されていないと認められるとき。
- 四 登録美術品公開契約が終了したとき（その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。）。
- 五 登録美術品の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

2 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

(登録美術品の所有者の報告)

第七条 登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 登録美術品（第三条第二項第一号に該当するものを除く。）を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 二 登録美術品公開契約を締結したとき。

(契約美術館の設置者の報告等)

第八条 契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 登録美術品の引渡しを受けたとき。
- 二 登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。
- 四 登録美術品公開契約が終了したとき。

2 契約美術館の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 契約美術館の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

(美術館の設置者のあっせん)

第九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあっせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第十条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(登録美術品の公開等に関する指導等)

第十一条 文化庁長官は、契約美術館の設置者に対し、登録美術品の公開又は保管に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(国が所有権を取得した登録美術品の公開)

第十二条 国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)

第十三条 第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画（同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従って契約美術館の設置者が行う登録美術品（第三条第二項第一号に該当するものに限る。次項において同じ。）の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、当該計画又はその変更の届出があったことをもって、同法第五十三条第一項本文の許可があったものとみなす。この場合において、同条第三項中「第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に」とあるのは「契約美術館の設置者（美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第四条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ。）が同法第八条第二項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出（同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。）をした場合において、当該届出に」と、同条第四項中「第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に」とあるのは「契約美術館の設置者が前項の指示に」と、「許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すこと」とあるのは「公開の停止を命ずること」とする。

2 契約美術館が文化財保護法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設である場合において、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一二年五月三十一日法律第九一号）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）附則第八条の規定の施行の前である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則 (平成十年十一月二十七日文部省令第四十三号)

最終改正：平成一七年三月三日文部科学省令第二号

美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第三条第四項、第七条及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

(登録の申請)

第一条 美術品の所有者で、美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号。以下「法」という。）第三条第一項の登録を受けようとするもの（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 美術品の名称、員数及び種類
 - 三 美術品の寸法、重量、材質その他の特徴
 - 四 美術品に附属物がある場合は当該附属物の概要
 - 五 美術品の制作者の氏名、生年及び死亡年並びに制作時期
 - 六 美術品が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条により重要文化財（国宝を含む。以下同じ。）に指定されたものである場合は、当該指定年月日及び指定書の記号番号
 - 七 美術品の由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値
 - 八 美術品の権利関係
 - 九 申請時における美術品の所在の場所
 - 十 美術品について登録美術品公開契約を締結する見込みの美術館（第三項において「契約予定美術館」という。）の設置者の氏名又は名称並びに当該美術館の名称及び所在地
 - 十一 美術品が登録を受けた場合における当該美術品の所有者の氏名又は名称の開示又は不開示の意思表示
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2** 前項に規定する登録申請書の様式は、別記様式第一号によるものとする。
- 3** 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類及び資料を添付するものとする。
- 一 申請者が個人である場合においては、戸籍抄本及び住民票の写し
 - 二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 三 申請者の印鑑証明書
 - 四 美術品の現状を示す明瞭な写真
 - 五 美術品が文化財保護法第二十七条の規定により重要文化財に指定されたものである場合は、当該美術品に係る同法第二十八条第三項の指定書の写し
 - 六 美術品が登録を受けた場合において、当該美術品に係る登録美術品公開契約を申請者と直ちに締結する旨の契約予定美術館の設置者の意思が確認できる書類

4 第一項の規定により登録の申請をする場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（第五条第四項において「本人確認情報」という。）の提供を受けて文化庁長官が申請者の氏名及び住所を確認することができるときは、前項第一号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

5 文化庁長官は、申請者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（意見の聴取）

第二条 文化庁長官は、前条の登録の申請があった場合において、法第三条第二項の規定により当該申請に係る美術品について登録をしようとするときは、あらかじめ、美術品に関し広くかつ高い識見を有する者の意見を聴かなければならない。

（美術品の登録）

第三条 第一条の申請に係る美術品の登録は、文化庁長官が、美術品登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 美術品の名称、員数及び種類
- 三 美術品の寸法、重量、材質その他の特徴
- 四 美術品の制作者の氏名、生年及び死亡年並びに制作時期
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称
- 七 その他参考となるべき事項

（登録等の通知）

第四条 文化庁長官は、第一条の申請に係る美術品について登録をしたときは、申請者に対し、別記様式第二号の登録通知書により通知するものとする。

2 文化庁長官は、第一条の申請に係る美術品について登録をしなかったときは、申請者に対し、別記様式第三号の不登録通知書により通知するものとする。

（承継の届出）

第五条 法第五条第一項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者（以下この条において「承継人」という。）は、同条第二項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した承継届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録美術品の名称、員数及び種類
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 届出時における登録美術品の所在の場所
- 四 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 五 被承継人の氏名又は名称及び住所
- 六 承継人と被承継人との関係
- 七 承継の発生の年月日
- 八 承継の発生事由
- 九 登録美術品の権利関係
- 十 その他参考となるべき事項

- 2 前項に規定する承継届出書の様式は、別記様式第四号によるものとする。
- 3 第一項の承継届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 当該承継に係る登録美術品の登録通知書の写し
 - 二 承継人が個人である場合においては、戸籍謄本及び住民票の写し
 - 三 承継人が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 四 承継人の印鑑証明書
 - 五 その他当該承継に係る登録美術品の承継人である事実を証明することができる書類
- 4 第一項の規定により承継の届出をする場合において、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報の提供を受けて文化庁長官が承継人の氏名及び住所を確認することができるときは、前項第二号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。
- 5 文化庁長官は、承継人に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(登録の取消し)

第六条 文化庁長官は、登録美術品が法第六条第一項第一号 に該当することにより登録の取消しをしようとするときは、あらかじめ、美術品に関し広くかつ高い識見を有する者の意見を聴かなければならない。ただし、文化財保護法第二十九条の規定による重要文化財の指定の解除により、登録美術品が法第三条第二項第一号 に該当しなくなったと認められるときは、この限りでない。

- 2 登録美術品の所有者は、法第六条第一項の規定により当該登録美術品の登録の取消しの申請をしようとするときは、別記様式第五号による登録取消申請書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 3 前項の登録取消申請書には、当該取消しの申請に係る登録美術品の登録通知書を添付するものとする。
- 4 登録美術品の所有者は、次条の取消しの通知を受けたときは、遅滞なく、当該取消しに係る登録美術品の登録通知書を文化庁長官に返付するものとする。ただし、当該取消しが第二項の申請に基づくときは、この限りでない。

(登録の取消しの通知)

第七条 文化庁長官は、前条の規定により登録美術品の登録を取り消したときは、当該取消しに係る登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に対し、別記様式第六号の登録取消通知書により通知するものとする。

(登録美術品の引渡し前の滅失等に係る所有者の報告)

第八条 登録美術品の所有者は、登録美術品（法第三条第二項第一号に該当するものを除く。）を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、法第七条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した引渡前滅失等報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録美術品の名称、員数及び種類
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所

- 四 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称
- 五 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 六 滅失等の事実の生じた当時における管理の状況
- 七 滅失等の原因並びにき損の場合には、その箇所及び程度
- 八 滅失等の事実を知った日
- 九 滅失等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

2 前項に規定する引渡前滅失等報告書の様式は、別記様式第七号によるものとする。

3 第一項の引渡前滅失等報告書には、次に掲げる書類又は資料を添付するものとする。

- 一 滅失又はき損の場合にあっては、その状況を示す明瞭な写真
- 二 盗み取られた場合にあっては、その事実を証する書類
(登録美術品公開契約の締結に係る所有者の報告)

第九条 登録美術品の所有者は、当該登録美術品に係る登録美術品公開契約を締結したときは、法第七条の規定により、遅滞なく、別記様式第八号による契約締結報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の契約締結報告書には、当該登録美術品公開契約の書類の写しを添付するものとする。

(登録美術品の引受けに係る契約美術館の設置者の報告)

第十条 契約美術館の設置者は、登録美術品の引渡しを受けたときは、法第八条第一項の規定により、遅滞なく、別記様式第九号による引受報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(登録美術品の引受け後の滅失等に係る契約美術館の設置者の報告)

第十一条 契約美術館の設置者は、登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、法第八条第一項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した引受後滅失等報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録美術品の名称、員数及び種類
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称
- 五 滅失等の事実の生じた日時及び場所
- 六 滅失等の事実の生じた当時における管理の状況
- 七 滅失等の原因並びにき損の場合には、その箇所及び程度
- 八 滅失等の事実を知った日
- 九 滅失等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

2 前項に規定する引受後滅失等報告書の様式は、別記様式第十号によるものとする。

3 第一項の引受後滅失等報告書には、次に掲げる書類又は資料を添付するものとする。

- 一 滅失又はき損の場合にあっては、その状況を示す明瞭な写真
- 二 盗み取られた場合にあっては、その事実を証する書類
(登録美術品公開契約の内容の変更に係る契約美術館の設置者の報告)

第十二条 契約美術館の設置者は、登録美術品公開契約の内容を変更したときは、法第八条第一項の規定により、遅滞なく、別記様式第十一号による契約内容変更報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の契約内容変更報告書には、内容を変更した後の登録美術品公開契約の書類の写しを添付するものとする。

(登録美術品公開契約の終了に係る契約美術館の設置者の報告)

第十三条 契約美術館の設置者は、登録美術品公開契約が終了したときは、法第八条第一項の規定により、遅滞なく、別記様式第十二号による契約終了報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(登録美術品の公開及び保管の計画等に係る契約美術館の設置者の届出)

第十四条 契約美術館の設置者は、法第八条第二項前段の規定により、当該美術館の毎事業年度開始前に（登録美術品公開契約を締結した日の属する事業年度にあつては、その登録美術品公開契約の締結後速やかに）登録美術品の公開及び保管の計画に係る公開等計画届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する公開等計画届出書の様式は、別記様式第十三号によるものとする。

3 契約美術館の設置者は、第一項の公開等計画届出書を変更したときは、法第八条第二項後段の規定により、別記様式第十四号による公開等計画変更届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

(登録美術品の公開及び保管の状況に係る契約美術館の設置者の報告)

第十五条 契約美術館の設置者は、法第八条第三項の規定により、当該美術館の毎事業年度終了後三月以内に、登録美術品の公開及び保管の状況に係る公開等状況報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する公開等状況報告書の様式は、別記様式第十五号によるものとする。

(登録美術品の価格の評価)

第十六条 文化庁長官は、登録美術品について相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）があつた場合において、当該相続又は遺贈により当該登録美術品を取得した個人から申請があつたときは、当該登録美術品の価格の評価を行うことができる。

2 前項の申請は、別記様式第十六号による価格評価申請書を文化庁長官に提出して行うものとする。

3 前項の価格評価申請書には、当該申請に係る登録美術品の登録通知書の写しを添付するものとする。

4 文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(価格の評価の結果の通知)

第十七条 文化庁長官は、前条第一項の申請をした個人に対し、当該申請に係る登録美術品の価格の評価の結果を、別記様式第十七号の評価価格通知書により通知するものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十年十二月十日）から施行する。

附 則 （平成一五年三月二八日文部科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三日文部科学省令第二号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。